

平成 28 年 3 月

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

物件の買入契約等における契約保証金の取扱いの 一部改正について（お知らせ）

平成 27 年度より物件の買入等における契約の締結にあたり契約保証金を納付していただいておりますが、平成 28 年 4 月以降の発注（公告）分より契約保証金免除の取扱いを、次のとおり一部改正しますのでお知らせいたします。

1 改正点：次のいずれかに該当する場合は、免除されます。

改正後	現行
(1) 変更なし	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定による随意契約を締結するとき
(2) 変更なし	(2) 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が 500 万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
(3) 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき	(3) 落札者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
(4) 変更なし	(4) 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき

2 適用年月日

平成 28 年 4 月 1 日以降に発注（公告）する案件から適用

3 その他

実績調書（契約保証金免除申請用）を別紙 1 のとおり改めます。

「契約保証金免除にかかる F A Q」を別紙 2 のとおり改めます。

4 平成 27 年度発注分の物件の買入契約等における契約保証金の取扱いについて

次のリンク先よりご確認ください。

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/hosyoukinnosirase.pdf>

5 お問い合わせ

契約管財局契約部契約課物品契約グループ 電話 06-4395-7161~4

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

使用印

実 績 調 書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契約日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備考	

※ 契約日から過去2年以内に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体及び独立行政法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

【記入例】

平成 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名



実績調書

案件名称	〇〇〇〇〇情報システム用端末機一式 長期借入
契約金額	<u>金X, XXX, XXX, XXX円</u> 契約金額（税込）の50%以上である必要があります。
発注者名	<u>〇〇市</u> 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。
契約日	平成××年××月××日
履行期限 (履行期間)	平成××年××月××日から平成××年××月××日まで
案件概要	記載内容を証する契約書の写しを添付するため、記載は原則不要です。
備考	

※ 契約日から過去2年以内に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体及び独立行政法人は該当しない。

※ 契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

契 約 保 証 金 免 除 に か か る F A Q

Q 1

実績において、種類をほぼ同じくするとはどの程度までのことを言うのか？

⇒概ね同一または同種の種目に分類できる範囲とします。

同種種目の範囲としては、別添の一覧表で同一カテゴリ内の種目及び、発注時の入札参加資格に並列して求める種目として考えられるものとします。

(例えば、当該案件は「59 消防・防災用品」で発注、実績が『災害備蓄飲料水』の場合、この発注種目は主が「60 食糧品」で、並列して「59 消防・防災用品」も可としています。よって、同種種目の実績として認められます。)

Q 2

実績において、規模をほぼ同じくするとはどの程度までのことを言うのか？

⇒契約金額または契約規模が概ね50%以上のものとします。

Q 3

実績において、外郭団体等は該当しないのか？

⇒外郭団体及び独立行政法人は該当しません。

一部事務組合は特別地方公共団体であるので該当します。

Q 4

12か月以上の長期にわたる契約について、部分履行したものを実績として考慮できないか？

⇒12か月を超えるような長期にわたる契約については、12か月以上において誠実に履行が終了していれば、その契約全体を実績と認めます。

Q 5

実績において、過去2年の間とはいつからいつまでのものをいうのか？

⇒当該案件の契約日を基準とし、契約日から過去2年以内に履行が完了しているものとします。

ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認めます。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とします。)

Q 6

契約保証金は現金のみか？

⇒契約規則第37条第1項第1号に定める履行保証保険(定額てん補)も可能です。

Q 7

誠実に履行するとはどういうことか？

⇒本市標準約款の前文で示すように、契約は互いの信義に従って誠実に履行することとなり、契約どおりに履行が完了していれば、誠実に履行されたものとします。

カテゴリー	種 目							
文房具・事務機器類	01	事務用品・機器	02	用紙	03	封筒	04	印章品
印刷・製本類	05	活平版	06	軽印刷	07	フォーム印刷	08	特殊印刷
	09	製本	10	青写真				
家具・装飾類	11	家具	12	室内装飾	14	舞台装置		
繊維製品類	15	服類	16	寝具	17	テント	18	タオル
産業用機器類	19	産業用機器	21	建設用機器	22	農業用機器		
電気・通信機器類	23	家庭用電気機器	24	通信用機器	25	視聴覚機器	26	OA機器・用品
医療・理化学・薬品類	27	医療用機器	28	理化学機器	29	医薬品	30	工業薬品
厨房機器類	31	業務用厨房機器						
写真・光学機器類	32	写真						
燃料類	33	石油類	34	高圧ガス				
自動車類	35	自動車販売	36	自動車用品	37	自動車修理	38	自転車・雑車
船舶・航空機・鉄道類	39	船舶・航空機・鉄道						
材 料 類	40	木材	41	石類	42	金属類	43	造園材料
	44	簡易建物	45	その他材料				
教 材 類	46	学校教材具	47	黒板	48	運動具	49	楽器
	50	模型						
図 書 類	51	図書						
看板・標識類	52	道路標識	53	看板	54	銘板	55	旗類
百貨・日用品類	56	日用品類	57	贈答用品	58	百貨店・商社		
消防・防災用品類	59	消防・防災用品						
食 糧 品 類	60	食糧品						
福祉機器類	61	福祉用品・機器						
建物等賃貸	155	建物	156	樹木				
事務用品賃貸	157	機械器具	158	情報処理用機器	159	複写機	160	ファクシミリ
	161	その他事務用品						
医療機器賃貸	162	基準寝具等	163	医療機器				
自動車賃貸	164	自動車						
その他の賃貸	165	その他賃貸						